

2009年3月24日
郵便事業株式会社

ゆうパックの残留事故に対する国土交通省からの行政指導について

郵便事業株式会社においては、昨年11月27日（木）に鉄道コンテナ便の残留事故が発覚し、国土交通省からは12月26日（金）に事業改善命令を受け、当該事故発生に関する報告書を平成21年1月26日（月）に提出しております。

3月6日（金）、沖縄で船舶便に搭載したゆうパック50個が那覇港泊埠頭で2日間残留する事故が再度発生し、3月11日（水）に報道発表を行いました。

この度発生しました残留事故により、お客さまにご迷惑をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

今回の残留事故を受け、本日、国土交通省から、貨物利用運送事業法の規定に基づき、法令の定めによるところに従って事業を改善し、事業の適法な運営を図り、再び違反行為を行わないよう厳重に警告する旨の行政指導を受けました。また、この事業改善の具体的措置を平成21年4月24日（金）までに報告を行うよう求められました。

郵便事業株式会社といたしましては、国交省からの行政指導を厳粛に受け止め、適正な業務運行体制の確立・定着を図り、全社を挙げてお客さまの信頼回復に最善の努力をいたします。

以上